

情報系ネットワークシステム機器賃貸借
仕様書

廿日市市総務部デジタル改革推進課

1 件名

情報系ネットワークシステム機器賃貸借

2 調達の背景・目的

保守限界を迎えるネットワーク機器等の更新をするため、必要な機器を調達することを目的とする。

3 賃貸借期間

- (1) 令和8年11月1日から令和13年10月31日まで（60か月、四半期払い）
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- (2) 賃貸借期間満了の1か月前までに発注者が再賃貸借を申し出た場合は、賃貸借期間満了後1年間以上の再賃貸借について、発注者と受注者で別途協議を行うものとする。また、その賃借料は、保守に係る費用を除き、賃借料の10分の1以下の額とすること。

4 納入期限

令和8年8月31日（デジタル改革推進課が指定する場所へ納品すること。）

5 担当部署

総務部デジタル改革推進課

6 賃貸借物件

別紙「機器仕様」のとおり。

7 契約範囲

調達内容に記載する機器の賃貸借及び担当部署までの搬入が対象である。

8 入札比較価格

賃貸借期間の総額（月額賃借料×60か月）とする。

なお、総額及び月額賃借料の本体価格及び消費税相当額に円未満の端数が生じないよう調整すること。

9 契約金額の支払

賃借料は、入札金額を履行月数（60月）で除して得た金額（月額）×3月分をまとめて支払うものとし、適正な請求書を受領して30日以内に支払う。

ただし、契約初年度の初回請求分は、11月から12月までを2月分とし、契約最終年度の最終請求分は7月から10月までの4月分とする。

受注者は、請求書を、4月、7月、10月、1月の各月10日（土日祝の場合は、前営業日）までに発注者へ提出すること。なお、最終請求分請求書の提出は11月とすること。

10 契約不適合責任

発注者は、機器に契約の不適合を発見したときは、その事実を知った日から1年以内限り、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

11 保守

別紙「機器仕様」のとおり。

物件が故障した際にはメーカーサポート窓口への対応依頼を速やかに実施すること。

なお、対応時間は、祝祭日を除く月曜日から金曜日までの9時～17時までとする。

12 保険

本契約期間中、受注者の負担により動産総合保険を付保するものとする。この保険は移動中の事故も含め、「火災」、「自然災害（地震および噴火を除く）」、「盗難」、「落下・衝突・接触・漏水等の偶発的事故」による損害を担保するものとする。

13 公租公課

賃貸借期間中の公租公課については、受注者の負担とする。

14 権利義務の譲渡禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

15 賃貸借期間終了後の対応について

- (1) 賃貸借期間が満了したとき（再賃貸借契約を締結した場合は、当該再賃貸借契約の賃貸借期間が満了したとき）は、受注者は、発注者の立ち会いのもと、速やかに機器を撤去すること。
- (2) 機器撤去にかかる一切の経費は、受注者の負担とする。

16 搬入について

調達物件は、納期限までにデジタル改革推進課が指定する場所に搬入すること。納入日、搬入作業の方法等については、デジタル改革推進課と協議の上、決定すること。

17 その他の条件等

- (1) 契約の履行上疑義が生じた場合及び本仕様書（質疑回答書の内容を含む。）に定めのない事項については、発注者と受注者の双方協議の上、取り決めるものとする。
- (2) この入札による契約は、令和9年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、廿日市市はこの契約を解除することができるものとする。
- (3) 受注者は、いかなる場合においても本契約の履行中知り得た情報（業務に関わる事項及び付随する事項）に関して機密保持を行うこと。

18 入札に係る補足説明

落札者は、入札日から起算して1週間以内に、内訳書（機器、保守及びその他費用）を提出すること。